

政令第 号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三十条第一項各号」を「第三十二条第一項各号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。